

子どもの権利条約

子どもの権利条約		
4つの権利	条	概要
①生きる権利	第6条	生きる権利・育つ権利
	第24条	健康・医療への権利
	第26条	社会保障を受ける権利
	第27条	生活水準の確保
②育つ権利	【再掲】第6条	生きる権利・育つ権利
	第7条	名前・国籍を持つ権利
	第10条	別々の国にいる親と会える権利
	第17条	適切な情報の入手
	第20条	家庭を奪われた子どもの保護
	第21条	養子縁組
	第23条	障がいのある子ども
	第28条	教育を受ける権利
	第30条	少数民族・先住民の子ども
	第31条	休み、遊ぶ権利
	第40条	子どもに関する司法
③守られる権利	第8条	名前・国籍・家族関係が守られる権利
	第9条	親と引き離されない権利
	第11条	よその国に連れさられない権利
	第14条	思想・良心・宗教の自由に関する権利
	第16条	プライバシー・名誉の保護
	【再掲】第17条	適切な情報の入手
	第19条	あらゆる暴力からの保護
	【再掲】第20条	家庭を奪われた子どもの保護（再掲）
	第22条	難民の子ども
	第25条	施設に入っている子ども
	第32条	経済的搾取・有害な労働からの搾取
	第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護
	第34条	性的搾取からの保護
	第35条	誘拐・売買からの保護
	第36条	あらゆる搾取からの保護
	第37条	拷問・死刑の禁止
	第38条	戦争からの保護
第39条	被害にあった子どもの回復と社会復帰	
④参加する権利	第12条	意見を表す権利
	第13条	表現の自由
	第15条	結社・集会の自由

こども基本法			
条	項	号	条文
第3条	第1項	第1号	全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
		第2号	全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の内容にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
		第3号	全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
		第4号	全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
		第5号	こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
第11条	第1項		国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法（R6.4.1施行予定（令和四年法律第六十六号による改正）反映）	
条・項・号	条文（概要）
第1条	<p>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>
第2条	<p>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>
第3条	<p>前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</p>
第21条の5の18	<p>指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p>
第24条の11	<p>指定障害児入所施設等の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② 指定障害児入所施設等の設置者は、その提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。</p> <p>③ 指定障害児入所施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>

児童福祉法（R6.4.1施行予定（令和四年法律第六十六号による改正）反映）

条・項・号	条文（概要）
第24条の30	<p>指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② 指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。</p> <p>③ 指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>
第33条の3の2	<p>児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p>
第33条の3の3	<p>都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を取らなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。</p>

児童福祉法（R6.4.1施行予定（令和四年法律第六十六号による改正）反映）

条・項・号	条文（概要）
第34条	<p>何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為</p> <p>二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為</p> <p>三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為</p> <p>四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為</p> <p>四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為</p> <p>四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為</p> <p>五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為</p> <p>六 児童に淫いん行をさせる行為</p> <p>七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為</p> <p>八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をみつせんする行為</p> <p>九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為</p>

児童福祉法（R6.4.1施行予定（令和四年法律第六十六号による改正）反映）

条・項・号	条文（概要）
第47条第3項	<p>児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する内閣府令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない</p>

児童憲章

一	すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
二	すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
三	すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
四	すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
五	すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
六	すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
七	すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
八	すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に
九	すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
十	すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
十一	すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。